

## 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外にすることを 求める意見書

平成18年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、保険業法）によって、各団体の構成員のための自主的な共済制度が保険業とみなされ、さまざまな規制を受け、存続の危機に追い込まれています。

保険業法の改正の趣旨は、共済をかたって不特定多数の消費者に被害をもたらした、いわゆるオレンジ共済事件のような「にせ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的でした。ところが、保険業法の策定と政省令の段階で、当初の趣旨から大きく逸脱し、自主的な共済制度についても、保険会社に準じた規制を受けることになり、PTA団体・障害者団体など存続困難な状況に陥って制度の廃止を決めた組織も出てきています。

そもそも自主的な共済制度は、団体の目的の一つとして構成員の仲間同士の助け合いを目的に、健全に運営しており、利益を追求する保険業とは全く異なっています。その自主的な共済制度を強制的に保険会社や小額短期保険業者にしなければ運営できないようにし、もうけを追求する保険会社と同列において、一律にさまざまな規制を押しつけることになれば、多くの自主的な共済制度の存続が不可能となり、政府・金融庁が日本の健全な自主的な共済制度に、規制と干渉を行うことは、その団体の加入者に多大な不安と損失を招くことになります。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について、早急に実行されるように要望いたします。

### 記

1. 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。
2. 団体が目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年 9月25日

十和田市議会議長 沢 目 正 俊

金融・郵政改革担当人臣 亀 井 静 香 様